

○足場

主 な 基 準	
占用する方	
道路占用を適切に行うことのできる主体であること	
占用する場所	
公共物である道路を占用するものとして適切であること	道路の敷地外に余地がないため道路上に設置せざるを得ない
道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所に設けられること	道路敷地への出幅は、1m以内
	朝顔(防護柵)の場合、最下部と路面との距離が4.5m以上確保されている (歩道部分においては2.5m以上)
物件・施設の構造など	
道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれがないこと	風雨、地震等により倒壊、落下などの事故が起きないような強固なものである
管理形態など	
必要な管理を行うこと	倒壊、落下などの事故が生じないよう、適切な維持管理を行っている
	足場等の設置に際しては、労働安全衛生規則等の法令を遵守している
その他	
確認事項	警察署への道路使用許可申請の状況を確認する場合があります
	足場の高さや設置期間によっては、労働基準監督署に足場設置届を提出する必要があります